

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜市

2 構造改革特別区域の名称

福祉サービスの向上特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

当市における平成15年4月1日現在の人口410,128人中、身体障害者手帳所持者は14,357名（うち施設入所者115名）・療育手帳所持者は2,112名（うち施設入所者348名）であり、人口の微減が続く中、障害者手帳を持つ人はここ数年緩やかな増加が続いている

上記、施設入所以外の障害児・者への在宅福祉サービスの利用状況としては、平成15年4月1日現在、当市において障害児・者へ提供している在宅福祉サービスの主なものとして、ホームヘルプサービス（利用者241名）・ガイドヘルプサービス（利用者120名）・デイサービス（利用者319名）・短期入所（利用者427名）・グループホーム（利用者38名）等である。

支援費制度施行5か月後の9月1日の時点では、ホームヘルプサービス（受給者証交付者数292名）・ガイドヘルプサービス（受給者証交付者数243名）・デイサービス（受給者証交付者数390名）・短期入所（受給者証交付者数550名）・グループホーム（受給者証交付者数39名）となっており、ガイドヘルプサービスは倍増、短期入所は1.3倍と、同制度の浸透とともに増加傾向にある。

これら施設及び在宅サービスを、必要とする障害児・者に提供することにより、岐阜市が障害者福祉施策の基本目標としている、すべての障害者が居住する地域社

会の中で社会活動に参加して、地域社会の発展に参画し、その恩恵を平等に享受できる社会システムの構築及び、障害者自らの判断で生活を管理し、主体的な生活を営むことのできる社会の実現を目指している。

< 当市内における社会福祉施設の第三者による外部調理員委託状況について >

当該地域内における社会福祉施設は、児童福祉施設として主なものである、保育所（市立32）・保育園（私立14）が設置されている。老人福祉施設として主なものは、65歳以上を入所対象としている養護老人ホーム（2施設）・特別養護老人ホーム（12施設）が設置されている。

また、障害児の通園施設として肢体不自由児通園施設（一部事務組合立）知的障害児通園施設（岐阜市立・直営）難聴幼児通園施設（岐阜市立・岐阜市社会福祉事業団委託）がそれぞれ1か所ずつ設置されている。

岐阜県内においても、肢体不自由児通園施設と知的障害児通園施設が、別に1か所ずつ設置されているのみで、利用者は当該地域の範囲を超えた居住地から通園してきている。

これらの内、障害児以外の施設においては、施設側の判断に基づいて、それぞれの自施設内で直営又は外部委託調理専門事業者による食事提供がされている。

一方、障害児の通園施設においては、制度上の制約から、自施設内の調理室において、自ら雇用した調理員により調理を行い提供している。

その内、知的障害児通園施設「岐阜市立恵光学園」については現在、職員定数計画、岐阜市新行政改革大綱実施計画等に位置づけ、平成16年4月実施の予定で準備を進めている。

< 当市内における児童短期入所の実施状況について >

当市内に、児童の短期入所の支援費事業者指定を受けた事業所は、7か所ある。施設種別としては、肢体不自由児施設1か所と国立療養所の重症心身障害児施設1か所、知的障害者更生施設3か所、知的障害者授産施設1か所、病院1か所である。これらの内、児童施設は2か所でしかなく、当該施設も知的障害児の処遇を直接の担当としていない。

また、知的障害児施設は、岐阜市内にはないが、県内に3か所あり、いずれの施設も児童短期入所サービスを実施している。利用定員に限りがあり、土・日、夏休み等、学校の長期の休み期間中は、定期的な短期入所の利用申し込みがあり、新たな利用申し込みが困難なのが実情である。

障害児とは、身体障害児、知的障害児の何れも指す。動き回り、回避行動をとらない知的障害児と吐嗟に身をそらす動作のできない身体障害児、寝たきりの重症心

身障害児に、同時に同一場所で短期入所サービスを提供することは、困難であり、また、年齢も満18歳に達するまで、それぞれの身体発達段階、精神発達段階に応じて処遇方法は大きく異なる。

施設の設備として、障害別、年齢等発達段階別に短期入所サービスを提供できる部屋を有していないし、各部屋に従業者を置く余裕はない。一部屋で同時に短期入所サービスを提供することは、止むを得ないことであるが、上記のような場合、サービス提供事業者として責任あるサービスを提供できないことから、施設の性格から外れる障害児は、その施設の短期入所サービスを利用できないことが多い。身体障害者・知的障害者の施設が児童の短期入所事業を行う場合はなおさらである。

児童の短期入所権限は、平成14年度まで都道府県知事、政令指定都市の市長にあったため、申請窓口が限られていた。5年更新の事前登録制度により、利便は図られていたものの、万が一に備えて事前登録を行っておくという程度のもので、5年経過後、申請に出かける距離・時間を考慮し、再手続きを行わない例も多かった。

平成15年度、支援費制度移行により、児童居宅介護等事業、児童デイサービス、児童短期入所の手続きは、最も身近な市町村で行えることになった。平成15年9月までに発行した児童居宅支援の受給者証239部のうち、児童短期入所支援の記載のある受給者証は98%を超えており、いざという時の短期入所に備えようという、短期入所にかかる思いが如何に強いかを物語る。

平成15年4月から8月までの5か月間の岐阜市内の利用者の利用実績は、下記のとおりである。

宿泊を伴う利用	41件	延べ	115人
日帰りの利用	176件	延べ	1,268人

平成14年度中の岐阜市内の利用者の利用実績を把握することは困難である（県知事権限であり、事務処理は、管轄の児童相談所ごとに行われるため、市町村ごとの統計は存在しない。）。参考として、岐阜市内の肢体不自由児施設、隣接する市にある県立の知的障害児施設2か所の児童短期入所の実績は下記のとおりである。岐阜市内の利用者に限った数字ではない。

宿泊を伴う利用	152件	延べ	573人
日帰りの利用	581件	延べ	581人

5 構造改革特別区域計画の意義

社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスがより利用者本位の制度に見直された時代背景の中で、今求められている福祉施策の重要課題として、限られた資金の効率的な活用を図りつつ、市民ニーズの高い福祉サービスの充実を通して、生活の質の向上を図らなければならないものである。

当市においては、「第四次総合計画」の基本構想の政策分野、そして「岐阜市障害

者計画」の施策の中で、生活の質の向上を図るとともに満足度を高めることを目標にかかげており、この改革はその施策に沿ったものである。

本特区の設定により障害児通園施設における給食業務についても第三者委託化が可能となり、施設における給食業務を全て、給食提供実績の豊富な調理専門事業者に委託することができる。これによって安価で良質な給食サービスが提供でき、もって利用者の満足度を高めることができるとともに、資金の効率化が図られることにより、障害児福祉事業の質の向上と拡大につながるものである。

また、身近なところでできる短期入所は、利用できる施設が遠いから利用に踏み切れない、利用しようと思っても定員一杯で断られる、見知った施設でないから利用しづらい、大人ばかりのところへ子ども一人入れるのは嫌だ等の理由で、短期入所の支給決定を受けながら短期入所の利用を躊躇する利用者に対し、先ず、身近な場所で短期入所が可能であるという安心感を与えるものである。そして、実際の利用により、子どもが嫌がらずに使えた、使いやすかったという実績をつむことによって、地域で暮らす支援策の一つとして実際に認知されるものである。

ひいては、障害児を抱えても通常の子育て支援策以外に、障害という特別なニーズに対する支援が行政サービスとして提供されるという、市民サービスの満足度の醸成につながる。また、利用者が地域で活動する際、障害のある子を預ける場所があれば、より地域活動にも参加しやすくなるし、就労する上で、止むを得ない場合、預けることができる場所も必要である。職業生活、社会生活を含めた生活の安定につながるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

障害児通園施設の調理業務を第三者委託化することにより、提供される給食に関する質の向上が期待できるとともに、調理業務事業者の効率的な運営による経費の削減が図られる。経費削減分を需要の伸びる在宅福祉サービス部門であるホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、デイサービス、短期入所、特に身近なところで行える児童短期入所等の財源に充てることにより、特区全域の福祉サービスの充実と福祉従業者の雇用増大に繋がるものである。

この改革が一地域のみならず、全国において行われるならば、経済的、社会的効果は多大なものが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

<施設サービスにおける効果>

- ・ 調理専門事業者は給食提供実績を重ねながら、食欲をそそりおいしく食べて

もらえるような調理技術、加工技術、盛付け技術等を研鑽し競っている。

さらに事業者は雇用する職員への技術指導により、全体としてのレベルアップを図っているので、一人の調理員を雇用するよりも調理委託することにより、業者の持つ調理に関するより多くのノウハウを活用することができる。

- ・ そうした調理専門事業者に委託することにより、以下のことが期待できる。
毎月開かれる給食委員会に、保護者と、調理委託事業者に属する管理栄養士等も加わることから、そのノウハウを生かすことにより、障害児の特性に応じた食材の選定もしやすくなるとともに、食材の選定の範囲が広がる。
年齢、身体状況等に応じ、食事の加工技術の高い調理専門事業者に委託することにより、より木目こまやかな対応が栄養摂取の観点も含めて可能となる。
- ・ 給食は、「味わう」という営みを通じて栄養摂取並びに人間性をはぐくむ観点からも重要なものである。
調理業務そのものは調理委託事業者に任せて、施設としては、給食をいかに家庭的な雰囲気のもとで提供するかという部分にサービスの焦点をあてることにより、利用者の一人一人の立場に立った食事サービスの提供が可能となる。
- ・ また、施設経営にとって、調理員の休暇時の調理業務のやり繰りを心配する必要がなくなるとともに、検便等の事務手続きも省略でき業務省力化につながる。また、公立施設にとって設置主体の負担が減少することにより、その財源を他の福祉サービスに投入することができる。

< 参考 >

知的障害児通園施設「恵光学園」

栄養士及び給食調理員人件費 年額 1,450万円

調理業務委託料 年額 610万円

難聴幼児通園施設「みやこ園」を含む岐阜市社会福祉事業団

平均的な職員給与 年額 680万円(平成13年度)

調理業務委託料 年額 260万円(業者見積り)

< 在宅福祉サービスにおける効果 >

- ・ 上記の差額は、平成15年度から施行される支援費制度による居宅生活支援事業に要する支援費として計上、執行されることにより、福祉サービスの充実が図られる。
- ・ 具体的には、障害者・児への在宅福祉サービスとして予算規模で、前年度比ホームヘルプサービス1.48倍、ガイドヘルプサービス2.19倍、デイサービス2.45倍、短期入所1.67倍、グループホーム1.31倍へとサービス量の拡大を図った。

また、平成15年度新規事業として知的障害者・児童デイサービス及び児童短期入所事業を開始するものである。

児童短期入所事業は、学齢期以降の児童は通学、就学前児は通園により、平日の日中の利用は少ないものと思料されるし、宿泊を伴う利用も必ずしも多くはないものと思われるが、行事の振替日、土曜日、学校の長期の休暇時等に定期的な利用が見込まれる。なお、短期入所事業の定員を設定するものであり、個別支援計画に基づき実施されることから、利用が大幅に伸びるものではないが、1か所で月に数人程度の利用を見込むところである。

とくに、施設ではなく、身近なところ、地域で暮らす日常の場において、いざ必要という時に必要な基本的サービスの提供を受けられるということは、障害のある子を持って安定した家庭生活、職業生活、社会生活を送る上で、基本的な部分を行政が保障しているという安心感を高めることになり、人にやさしいまちづくりに繋がるものである。

8 特定事業の名称

909(917) 障害児施設における調理業務の外部委託事業

918 人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成15年度より支援費制度が実施され、利用者による障害者福祉サービスの自己選択が可能となった。

障害者が願うサービスの中で、拡大の要望が強いのは、施設整備よりも住み慣れた自宅で暮らしたいという在宅福祉部門の充実である。

ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービス・デイサービス、また短期入所等の利用枠拡大に向け、支援費制度の実施者として、市は障害者の要望に積極的に応えて行く必要がある。

また、新たに平成15年度事業として知的障害者・児童デイサービスを開始するものである。これら障害者・児に対するサービスの種類の拡大を図るため、今回、「難聴幼児通園施設における調理業務の外部委託事業」、及び「人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業」を行うものである。

これらの規制緩和の特例措置が認められれば、施設経営の合理化による経費の節減効果を福祉サービスの向上に当てることができ、特定事業また関連事業の実施によって削減される経費の活用が図られるものである。

なお、特定事業の実施にあたり知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設におけ

る調理員の職場異動を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 909(917)
特定事業の名称 障害児施設における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の障害児通園施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

知的障害児通園施設「恵光学園」及び難聴幼児通園施設「みやこ園」においては、調理員を直接雇用することなく、調理業務を第三者に委託し、受託者が雇用した調理員が施設内の調理室において調理を行えるよう、入札によって調理専門事業者の選定をする。

知的障害児通園施設「恵光学園」は市直営施設であり、職員定数計画による職員異動と予算措置が必要であり、平成16年度からの実施に向けて、平成15年度中にその準備を行うものである。

難聴幼児通園施設「みやこ園」においても同様に平成16年度からの実施に向けて、平成15年度中にその準備を行うものである。

5 当該規制の特例措置の内容

社会福祉施設の調理業務について、成人の施設における第三者委託及び施設外調理が認められているが、児童施設の保育所においては第三者委託が認められているものの、障害児通園施設においては、第三者委託、施設外調理いずれも認められていないものであり、特区認定後に条件を付したうえで競争入札を行い、第三者委託による施設内調理を行う。

なお、給食業務委託仕様書に示す主な業務内容は、以下のとおりとする。

施設内の調理室において調理すること。

管理栄養士を配置し、利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、当該基準どおりに調理されているか、検食するとともに必要な指示を与えること。

障害児の年齢や特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に配慮した食材の選定や加工が必要な児童への対応を心がける。

行事の際の行事食の提供を行なう。行事食に係る材料費は契約材料費範囲内で行なうものとする。

暖かい家庭的な雰囲気ですり食事が行われるよう配慮する。

その他、「保護施設等における調理業務の委託について」、また「保育所における調理業務の委託について」の各通知に準じた取り扱いを行うこと。

別紙

1 特定事業の名称

9 1 8 人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で特定事業を行おうとする社会福祉法人、NPO法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

事業に関する主体

ア 法人名及び所在地

岐阜県山県市藤倉 8 4 番

社会福祉法人 同朋会

イ 短期入所事業所の名称及び所在地

岐阜市平和通 3 丁目 2 - 1

障害者総合生活支援センター クロス

なお、「障害者総合生活支援センター クロス」とは、法人が施設機能の地域開放を行うために設置した建物の名称である。障害児（者）地域療育等支援事業の内、地域生活支援事業の事務所、障害児・知的障害者居宅介護等事業所の機能を併せ持っている。

事業が行われる区域

事業は、上記「障害者総合生活支援センター クロス」において実施されるものであるが、指定児童短期入事業所として指定されるため、利用者は岐阜市内在住者には限定されない。

ただし、事業の性格からして、住み慣れた身近なところで行うものであるため、岐阜市内の利用者が多いものと思われる。

事業により実現される行為

短期入所は、特に緊急一時保護的なものであると、突然自宅から切り離さ

れて、初めて見る場所で、見知った顔がない中で児童一人で生活することになる。これは、児童を不安がらせるもので、特に、状況把握等が困難な障害児にとっては、混乱するもとである。これが、利用者が短期入所利用可能となる手続きを行っても、実際に利用に踏み切らない理由の一つである。また、岐阜市内に知的障害児施設がないこと、知的障害者の施設では児童を受け入れにくい環境にあること、施設数が限られることがある。

上記「障害者総合生活支援センター クロス」は、施設としての機能は有していない。地域生活支援センターとして活動している。障害児は、療育相談等で訪れており、見知った場所、全ての職員とはいえないものの見知った顔がいる場所である。

民家を利用したものであるので、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室を有していることと、施設のつくりでないため、家庭的な雰囲気有していることもある。

これらのことにより、保護者のもとにいない児童の精神的な安定につながり、それが、利用者（保護者）が、短期入所を利用する誘因となる。

いざというときのセーフティネットとして、児童を預かってくれる場所があるということは、障害児を養育しながら暮らす保護者にとって、精神的・経済的安心感を醸成するものであり、ひいては、就労の安定、行政への信頼等、安心して暮らせるまちづくり、福祉のまちづくりが推進される。

事業が行われる時間

平成15年4月から8月までの児童短期入所の利用状況を見ると、宿泊を伴わない日中預かりの利用が圧倒的に多い。他の兄弟姉妹を医療機関に通院させる間の短期入所の利用等、「ショートステイ」をもじって「ちょっとステイ」と通称されているものである。この利用に対処すれば、かなりの潜在的不安を解消できるものである。

けれども、宿泊を伴う短期入所の利用申し込みにも応じるため、受け入れ態勢は24時間体制をとり実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

職員配置について

・施設長

当該児童短期入所事業所と部分的に施設を共用する障害者総合生活支援センターのセンター長の兼務とする。

・医師

当該児童短期入所事業所を運営しようとする社会福祉法人が経営する知的障害者更生施設伊自良苑の嘱託医との契約に当該短期入所事業所における医療業務の追加契約を行う。

- ・直接処遇職員

児童短期入所定員 2 名とし、専任の常勤職員を 1 名置く。

勤務日の勤務時間外に発生する利用に対しては、労働諸法の範囲内で超過勤務対応とし、場合によっては非常勤職員対応とする。勤務日以外の利用に対しては、労働諸法の範囲内で常勤職員が対応（勤務日の変更）するなり、非常勤職員対応とする。

また、当該児童短期入所事業所に職員がつめていない夜間・休日等に利用申し込みがある場合は、転送電話の活用により、同事業所を運営する社会福祉法人が設置する知的障害者更生施設伊自良苑において連絡体制をとれるようにし、児童短期入所事業に従事する職員へ連絡を行う。

職員の定期健康診断及び業務従事中の服装に関する規制は伊自良苑の職員と同様のレベルとし、業務始業時における引継ぎを兼ねた点呼の場において清潔度及び健康状態の確認を行う。

- ・調理員

調理業務は知的障害者更生施設伊自良苑において利用のある都度行い、クックサーブ（食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供することを前提とした調理方法）により当該事業所へ搬入する。

なお、知的障害者更生施設伊自良苑は当該事業所の北北西 10 Km、車で約 20 分のところに位置する。

施設基準について

- ・居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室

民家を利用したものであり全て整っている。火災警報器、民間警備会社と契約を行っている防犯装置も設置している。

短期入所定員：2 名

居室：6 畳 2 部屋

食堂：8 畳

浴室：介助可能な広さの洗い場があり、手すりも完備

便所：洋式、手すり付

洗面所

調理場：外部からの搬入を行うものであるが、湯沸し・食器洗い等可能

なお、居室、食堂、浴室については児童短期入所事業専用とする。